

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、北條池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）千疋地区）を行うことについて平成29年10月12日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において平成29年10月24日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成29年10月20日

香川県知事 浜 田 恵 造